

VI 条例等

○新潟市文化財旧小澤家住宅条例

平成 22 年 9 月 30 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 新潟市文化財保護条例(昭和 47 年新潟市条例第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により市文化財に指定された旧小澤家住宅を活用し、みなとまちとしての本市(以下「みなとまち新潟」という。)の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報の提供等を行うことにより、みなとまち新潟に対する市民の理解を深め、市民相互の交流を推進し、もって市民文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的として、新潟市文化財旧小澤家住宅(以下「旧小澤家住宅」という。)を新潟市中央区上大川前通 12 番町 2733 番地に設置する。

(事業)

第 2 条 旧小澤家住宅は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) みなとまち新潟の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報を提供すること。

(2) みなとまち新潟の歴史及び生活文化に関する資料の保存及び展示をすること。

(3) みなとまち新潟の歴史及び生活文化に関する講座、講演会、体験学習その他の催物を開催すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 3 条 旧小澤家住宅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 離れ座敷
- (2) 道具蔵
- (3) 次ノ間
- (4) 寝間
- (5) 藤ノ間
- (6) 座敷
- (7) 仏間
- (8) 茶ノ間
- (9) 百合ノ間
- (10) 二階座敷
- (11) 庭園

(休館日)

第 4 条 旧小澤家住宅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)

(3) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで

(開館時間)

第 5 条 旧小澤家住宅の開館時間は、午前 9 時 30 分から

午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第 6 条 第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げる施設(以下「離れ座敷等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、離れ座敷等の利用を許可しない。

(1) 離れ座敷等の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 離れ座敷等の利用の内容又は方法が旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、離れ座敷等の管理上支障があると認められるとき。

(利用の取止めの申出)

第 8 条 離れ座敷等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、離れ座敷等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(観覧料及び使用料)

第 9 条 市長は、旧小澤家住宅を観覧しようとするものから別表第 1 に掲げる観覧料を徴収する。

2 市長は、利用者から別表第 2 に掲げる使用料を徴収する。

(観覧料等の徴収の時期)

第 10 条 観覧料は観覧しようとする時に、使用料は離れ座敷等の利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の納付期日を定めることができる。

(観覧料等の免除)

第 11 条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第 12 条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、第 15 条第 2 項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第 13 条 利用者及び旧小澤家住宅の入場者(以下「利用者等」という。)は、旧小澤家住宅内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 4 号及び第 5 号に掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損すること。

(2) 植物を採取し、又は損傷すること。

(3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。

(4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。

(5) 指定された場所以外の場所で飲食すること。

(6) 他人に迷惑をかける行為をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が旧小澤家住宅の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第14条 市長は、この条例の規定による許可に旧小澤家住宅の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは旧小澤家住宅からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、旧小澤家住宅の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第16条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(1) 離れ座敷等の利用を終了したとき。

(2) この条例の規定による許可を取り消されたとき。

(3) 行為の中止を命ぜられたとき。

(4) 退去を命ぜられたとき。

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、旧小澤家住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に旧小澤家住宅の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 旧小澤家住宅の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、旧小澤家住宅の指定管理者として指定するものとする。

(1) 旧小澤家住宅の平等利用が確保されること。

(2) 旧小澤家住宅の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が旧小澤家住宅の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) この条例の規定による許可に関する業務

(3) 観覧料等の納付期日の決定及び免除に関する業務

(4) 第2条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 第15条の規定による退去等の命令に関する業務

(6) 第16条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務

(7) 旧小澤家住宅の施設及び設備の維持管理に関する業務

(8) その他旧小澤家住宅の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成23年新潟市規則第51号で同23年7月2日から施行)

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条から第8条まで、第9条第2項、第10条から第12条まで(使用料に係る部分に限る。)、第13

条, 第 14 条, 第 15 条(この条例の規定による許可の取消し及びその条件の変更に係る部分に限る。), 第 18 条から第 23 条まで及び別表第 2 の規定 平成 23 年 4 月 1 日

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は, この条例の施行(前項第 2 号の規定による施行をいう。)前においても, 行うことができる。

別表第 1(第 9 条関係)

区分	観覧料の額(1 人につき)(円)	
	個人	団体(20 人以上)
一般	200	160
小学生・中学生	100	80

備考

- 1 上表中の「小学生・中学生」とは, 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校, 中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。
- 2 上表中の「一般」とは, 備考 1 に規定する者以外の者で 15 歳以上のものをいう。

別表第 2(第 9 条関係)

施設名	使用料の額(円)	
	午前(午前 9 時 30 分から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)
離れ座敷	900	1,500
道具蔵	600	1,000
次ノ間	500	800
寝間	500	800
藤ノ間(1)	600	1,000
藤ノ間(2)	600	1,000

備考

- 1 午前及び午後の区分を継続して利用するときの使用料の額は, 各区分の使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が上表及び備考 1 に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は, 行わない。
- 3 離れ座敷等の利用の許可を受けた期間のうちに休館日がある場合は, 当該休館日に係る使用料は, 徴収しない。ただし, 当該休館日に物品等の搬入又は搬出のため離れ座敷等を利用する場合は, 上表, 備考 1, 備考 2 及び備考 4 の規定により使用料を徴収する。
- 4 上表に規定する利用時間以外の時間(備考 1 に規定する場合における正午から午後 1 時までの時間を除く。)に利用する場合の使用料の額は, 1 時間につき, その利用が午前 6 時から午前 9 時 30 分までのとき, 又は正午から午後 1 時までのときは午前の, 午後 5 時から翌日の午前 6 時までのときは午後の区分の使用料の額を時

間割して計算した額とする。この場合において, その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは, これを 1 時間に切り上げる。

- 5 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は, 上表, 備考 1, 備考 3 ただし書及び備考 4 に規定する使用料の額の 200% に相当する額とする。
- 6 規則で定める冷暖房機を使用する期間の離れ座敷及び藤ノ間の使用料の額は, 上表, 備考 1, 備考 3 ただし書, 備考 4 及び備考 5 に規定する使用料の額の 30% に相当する額を加えた額とする。
- 7 離れ座敷等の附属設備に係る使用料については, 実費等を勘案して市長が別に定める。

○新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則

平成 22 年 9 月 30 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市文化財旧小澤家住宅条例(平成 22 年新潟市条例第 44 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第 2 条 条例第 6 条前段の規定により条例第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げる施設(以下「離れ座敷等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第 1 号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の 3 月前の日(その日が条例第 4 条に規定する休館日(以下「休館日」という。))に当たる場合は、その翌日)からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 6 条後段の規定により離れ座敷等の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第 8 条の規定により離れ座敷等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第 2 号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第 3 条 離れ座敷等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2 以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第 4 条 指定管理者は、離れ座敷等の利用の許可をする場合は、別記様式第 3 号による利用許可書を交付するものとする。

2 指定管理者は、離れ座敷等の利用の変更の許可をする場合は、別記様式第 4 号による利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第 5 条 離れ座敷等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、離れ座敷等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたもの)にあつては、利用変更許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(冷暖房機の使用期間)

第 6 条 条例別表第 2 備考 6 の規則で定める冷暖房機を使用する期間は、6 月 15 日から 9 月 30 日まで及び 11 月 15 日から 3 月 31 日までとする。ただし、市長は、季候により臨時にこれを変更することができる。

(附属設備の使用料)

第 7 条 条例別表第 2 備考 7 に規定する実費等を勘案して市長が別に定める離れ座敷等の附属設備に係る使用料は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(観覧料等の納付期日決定の申請等)

第 8 条 条例第 10 条ただし書の規定により別に観覧料又は使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第 5 号による観覧料等納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧料等納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第 6 号による観覧料等納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第 2 の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を免除することができる。

2 条例第 11 条の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第 7 号による観覧料等免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第 2 2 の項に規定する場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定により観覧料等免除申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の免除を決定したときは、別記様式第 8 号による観覧料等免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表第 2 7 の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 3 の項又は 4 の項に規定する場合は、同表 3 の項又は 4 の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して観覧料の免除を受けることができる。

(観覧料等の還付)

第 10 条 条例第 12 条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第 3 の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を還付することができる。

2 条例第 12 条ただし書の規定により観覧料又は使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第 9 号による観覧料等還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により観覧料等還付申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の還付を決定したときは、別記様式第 10 号による観覧料等還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 11 条 利用者及び新潟市文化財旧小澤家住宅(以下「旧小澤家住宅」という。)の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届けなければならない。

(1) 離れ座敷等の利用を終了した場合

(2) 旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合

(3) 旧小澤家住宅において災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項及び第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に観覧料及び使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第12号による観覧料等徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた観覧料又は使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した観覧料等の払込み)

第17条 受託者は、徴収した観覧料及び使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、これらの日の翌日までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合について準用する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第7条、第8条(使用料に係る部分に限る。)、第9条第1項から第3項まで(使用料に係る部分に限る。)、第10条(使用料に係る部分に限る。)、第13条から第15条まで、第16条(使用料に係る部分に限る。)、第17条(使用料に係る部分に限る。)、第18条、別表第1、別表第2の6の項、同表7の項(使用料に係る部分に限る。)、別表第3の1の項(使用料に係る部分に限る。)、同表2の項、同表3の項(使用料に係る部分に限る。)、別記様式第1号から別記様式第10号まで及び別記様式第12号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(施行の日=平成23年7月2日)

別表第1(第7条関係)

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
展示パネル	1枚	1日につき	100
スポットライト	1個	1日につき	200
ワイヤレスアンプ	一式	1回につき	100
可搬式映写スクリーン	1台	1回につき	400
液晶プロジェクター	1台	1回につき	800

備考

- 1 上表中「1日」とは、午前9時30分から午後5時までの利用をいう。
- 2 上表中「1回」とは、条例別表第2に規定する午前の区分(以下「午前の区分」という。))又は同表に規定する午後の区分(以下「午後の区分」という。))の利用をいう。
- 3 備考1に規定する時間以外の時間に展示パネル又はスポットライトを利用する場合については、備考1に規定するもののほか、午後5時から翌日の午前9時30分までの利用を1日として上表の規定を適用する。
- 4 午前の区分及び午後の区分以外の時間にワイヤレスアンプ、可搬式映写スクリーン又は液晶プロジェクターを利用する場合については、備考2に規定するもののほか、午前6時から午前9時30分まで、正午から午後1時まで(条例別表第2備考1に規定する場合における正午から午後1時までを除く。))又は午後5時から翌日の午前6時までの利用を1回として上表の規定を適用する。
- 5 利用時間が備考1から備考4までに規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は、行わない。

別表第 2(第 9 条関係)

特別の理由	免除する額
1 市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校, 中学校, 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(以下「学校」という。)の児童又は生徒及びこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合	観覧料の全額
2 市内又は市外の学校の児童又は生徒が日曜日, 土曜日又は休日に観覧する場合	観覧料の全額
3 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため, 児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 9 条第 5 項に規定する知的障害者更生相談所をいう。))において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で, その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が観覧する場合	観覧料の全額
4 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に第 1 種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和 57 年 1 月 6 日社更第 4 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)第 2 に規定する第 1 種身体障害者をいう。)として記載されている者, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級をいう。)が 1 級である者として記載されている者又は療育手帳に第 1 種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成 3 年 9 月 24 日児発第 811 号厚生省児童家庭局長通知)別紙第 2 に規定する第 1 種知的障害者をいう。)として記載されている者の介助者がこれらの者の観覧を介助する場合	これらの者 1 人につき 1 人の介助者の観覧料の全額
5 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 6 項に規定する生活介護, 同条第 13 項に規定する自立訓練, 同条第 14 項に	観覧料の全額

規定する就労移行支援若しくは同条第 15 項に規定する就労継続支援を供与する施設の通所者, 同条第 12 項に規定する障害者支援施設の入所者若しくは通所者, 同条第 22 項に規定する福祉ホームの利用者又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 1 項の許可を受けた病院の同条第 2 項第 1 号に規定する精神病床の入院者及びこれらの者を引率するこれらの施設の職員が観覧する場合	
6 市又は指定管理者が主催する事業に利用する場合	使用料の全額
7 その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別表第 3(第 10 条関係)

特別の理由	還付する額
1 旧小澤家住宅を観覧するもの又は利用者がその責めに帰することができない理由により観覧又は離れ座敷等の利用をすることができなかった場合	観覧料又は使用料の額に相当する額
2 利用者が条例第 8 条の規定による離れ座敷等の利用の取止めの申出をその利用開始日の 15 日前(道具蔵を利用する場合は, 30 日前)までにした場合	使用料の額に相当する額
3 その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

【以下の「別記様式」については掲載を割愛】

- 別記様式第 1 号(第 2 条関係)
- 別記様式第 2 号(第 2 条関係)
- 別記様式第 3 号(第 4 条関係)
- 別記様式第 4 号(第 4 条関係)
- 別記様式第 5 号(第 8 条関係)
- 別記様式第 6 号(第 8 条関係)
- 別記様式第 7 号(第 9 条関係)
- 別記様式第 8 号(第 9 条関係)
- 別記様式第 9 号(第 10 条関係)
- 別記様式第 10 号(第 10 条関係)
- 別記様式第 11 号(第 12 条関係)
- 別記様式第 12 号(第 14 条関係)